

市・道民税のお知らせ

65歳以上の方の、平成25年度市・道民税の公的年金からの仮徴収

○平成24年度の市・道民税を公的年金から特別徴収で納めた方

今年の2月に特別徴収した額と同額を4・6・8月に支給される年金から仮徴収し、平成25年度の市・道民税が決定した後に、年税額から仮徴収した額を差し引いた残りの額を10・12月、翌年の2月に支給される年金から3回に分けて本徴収します。

特別徴収(仮徴収)			特別徴収(本徴収)		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
各月、前年度の2月と同額			各月、年税額から仮徴収した額を差し引いた額の3分の1		

○新たに市・道民税を公的年金から特別徴収で納める方

(平成24年度途中で税額変更等により特別徴収の対象とならなくなった方を含む)

年税額のうち、6・8月分を普通徴収(納付書・口座振替による納税)で納め、10・12月、翌年の2月に特別徴収します。

普通徴収		特別徴収		
6月	8月	10月	12月	2月
各月、年税額の4分の1		各月、年税額の6分の1		

市・道民税の申告についてご注意ください

公的年金所得者の確定申告手続きの簡素化のため、平成23年分から、その年中の公的年金等の収入が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得が20万円以下の場合、その年分の所得税の確定申告書の提出は必要なくなりました。

しかし、市・道民税の計算に医療費や社会保険料、生命保険料などの控除を追加するためには、**必ず市・道民税の申告が必要**ですので、速やかに申告してください。

なお、所得税の還付申告など、確定申告をされた方は、市・道民税の申告は必要ありません。

問合せ先 市税務課市民税係

平成25年度の

固定資産課税台帳の閲覧・縦覧帳簿の縦覧・路線価図の公開

○固定資産課税台帳の閲覧

期間 4月1日(月)から随時(土・日曜日、祝日を除く)
閲覧できる資産

- 納税義務者 所有する固定資産
- 借地人など、土地の賃借権を有する方
該当する土地
- 借家人など、家屋の賃借権を有する方
該当する家屋とその敷地
- 管財人など、固定資産を処分する権利を有する方
該当する固定資産

閲覧に必要なもの

- ▶ は、身分を確認できる書類(運転免許証、健康保険証、納税通知書、課税明細書など)
- ▶ は、賃借権を確認できる書類(賃貸契約書、賃借料の領収書など)
- ▶ は、資格を確認できる書類

○路線価図の公開

期間 4月1日(月)から随時(土・日曜日、祝日を除く)

○固定資産縦覧帳簿の縦覧

平成25年度の固定資産(土地・家屋)の価格等を記載した帳簿の縦覧を行います。

期間 4月1日(月)～5月31日(金)
(土・日曜日、祝日を除く)

縦覧できる方

土地価格等縦覧帳簿は土地の納税者、家屋価格等縦覧帳簿は家屋の納税者

縦覧に必要なもの

身分を確認できる書類(運転免許証、健康保険証、納税通知書、課税明細書など)

《いずれも》

時間 午前9時～午後5時30分

場所 市役所本庁税務課資産税係、北村・栗沢支所の市民課市民係

代理人は、委任状と身分を確認できる書類が必要です。

問合せ先 市税務課資産税係